

雪洞の天井けずり飯を炊く

マッチする友のまつ毛にツララあり

ナミダ出しまつ毛の氷とかしおり

雪庇ぬき脚しばらくは宙にあり

ガチガチと互てて鳴る歯でパンを噛む

地吹雪にタバコの火さえあたたかく

遭難対策規約について

小野龍弥

昭和43年12月1日に改正発効した遭難対策規約は満2年を経たがその間、幸い軽傷で済んではいるものゝ、本誌に発表されているように、数度の事故を発生し中には九死に一生を得たOBもいて、事故の発生する度に防止対策の実施が強化されているが、負傷者の全快する頃には再びその本人が転落骨折するような最悪の事態を招き、特にトレーニング山行中に発生率の高いことは、各部員の普段の遭難防止に対する自覚が甘いとしか言えない。自覚とは即ち山岳に対する畏敬の念の欠如であり、その根底には現代の自然破壊の風潮に育てられた人間の思い上がりが、自然の征服などといふ気になって事故を呼び、自然界の一員としての己を失っていることを忘れている所以である。

ここに各規約中重要な項目を抜粋して、一層の認識を促す次第である。

関西大学探検部遭難対策規約

第一章 範囲

1. この規約は現役、OBを問わず（以下部員という）関西大学探検部に適用される。
1. この規約は定期合宿、強化合宿及研究活動として探検委員会が認めた探検部活動に適用される。

第二章 義 務

1. 部員は現役よりOBに移行する時点において一ヶ月以内に遭難対策救助基金として5,000円を部に納入しなければならない。
1. 部員は第一章2項によって活動するとき次に定める普通傷害保険、又は山岳旅行傷害保険に加入しなければならない。
 1. 保険金額はその活動の困難度によって、A 500,000円 B 400,000円 C 300,000円 D 200,000円 E 100,000円とする。
 1. 活動の困難度は探検委員会によって査定される。
 1. この保険の申込及受取人は関西大学探検部とする。
1. 部員は前記活動により遭難が発生した場合は、探検委員会が事情を認められた場合を除き、出動要請のあったときは救援隊員となる義務をもつ。
1. 附 則

部員が生命保険（災害特約付）に加入しているとき、生命保険受取人は関西大学探検部との間に、探検委員会が査定するところの金額を部に提供する義務をもち誓約書を以って前記保険への加入を免除される。

第三章 運 用

1. 遭難して死亡をまぬがれた場合の救援及捜索に要した部の費用は、本人を病院及家族に引渡すまでの費用とする。
1. 救援及捜索に要した費用とは、救援及捜索隊の交通費、宿泊費、食糧費、現地での人件費、その他の事務諸雑費、通信連絡費、部としての謝礼、遺体処理費・荼毘に要する費用等、遺骨を家族に引渡す迄の一切の費用を言い、葬祭に要する費用、遭難報告書等の費用を含まない。

第四章 運 営

1. この規約を運営する者は現役及OBで構成する探検委員会とする。

第五章 附 則

1. この規約はその遭難が部のみにおいて処理が終了されると探検委員会が予想した範囲内に適用され、この範囲を超えた遭難については、その処理を、探検部、山岳部、二部山岳部、ワンダーフォーゲル部で構成される四

部合同協議会、大学当局に移管するものとする。

担し出来る限り最大限に部において事態の処理に当らなければならない。

第六章 処理 その一

1. 遭難とは、生命にかゝわる大怪我、行方不明、死亡等探検委員会が認める事故を言い、通常の病気、軽小の怪我はこの規約を適用されない。

1. 提出した計画書の日程、コース等に途中で変更のあった場合、その時点が連絡可能にもかゝらず、部及現地連絡先へ連絡する義務を履行しなかったとき、並びに変更した日程、コースが探検委員会の意志より離反したものであると、遭難発生後探検委員会の決議により判明したときは、この規約の適用を受けない。

1. 活動が終了したとき、すみやかに現地、大阪両連絡先及部へその旨連絡する義務を当該リーダーはもつ。

1. 前項の連絡が適当でない時間帯であれば翌日午前10時迄に連絡を終了しなければならない。

1. 前項午前10時より6時間経過した即ち午後4時迄に連絡がない場合、部部は直ちに現地連絡先と連絡をとり、帰着の確認のなされないときは、遭難発生に準じた体制をとらなければならない。

1. 遭難発生に準じた体制とは、探検委員会に現状を知らせ、緊急委員会を開催し直ちに遭難対策委員会としての活動に切替える。

1. 遭難の事実が確認又は断定できるときは直ちに部員の出勤可能状況を調べ、救援隊を編成し、救援隊長を任命する。

1. 探検委員会は救援隊長に主導権を預けなければならない。

1. 現地連絡先に連絡員を置かなければならない。

1. 本部と現地に報道関係者に対する専従のスポークスマンを設けなければならない。

従って他の部員は状況等について報道関係者に、礼を失せないように個人的見解等を述べてはならない。

1. 本部と現地に記録係を設け、各方面よりの諸連絡、本部又は現地の活動状況を詳細に記録しなければならない。

第七章 処理 その二

1. 当該隊のリーダーは遭難が発生すると、時間、場所、天候、状況等を記録し直ちに救援活動を起こさなければならないが、状況を判断し適切な範囲の救援体制を立てなければならない。
1. 当該リーダーが遭難者であるときは、サブリーダーが前記判断をなし、以下より活動経歴が厚く、隊を掌握できる者が指揮をとる。
1. 現地連絡先へ連絡員を派遣せしめるときは、人員、装備、食糧、コース等安全を充分確保しなければならない。
1. 遭難発生地点が二重遭難もしくは危険地点と判断しうるときは、すみやかに隊を安全地点まで移動した上で救援体策をなさねばならない。
1. 遭難救助もしくは捜索が、当該隊員のみでは無力に等しいと判断がなされても、遭難者の生死が不明である間は適切且つ強力な処置を持続せしめねばならない。
1. 当該隊は救援隊の到着をもって救援隊長の指示下に入る、当該リーダーが救援隊長となる場合もある。
1. 救援隊長は出来る限り関係先との連絡を密にする。
1. 救援隊員は隊長の指示のもとに、定められた任務に従わなければならない。
1. 遭難者が生存している場合は、怪我の程度、意識の有無、安全圏への搬出ルート、方法、用具、人員配置等に緊急体制をとり、搬出に全力を投入しなければならない。
1. 遭難者を発見した場合は、地点をよく確認し写真をとり、人工呼吸や意識については、生死にかかわらず生存者と同じく取扱わなくてはならない。
1. 遺体の搬出は警察の許可を待つ。
但し危険の予想される場合は緊急の処置をとる。
1. 遭難の処理を終了した場合、関係筋への謝辞、説明等に出来る限りの誠

意をもって当らなければならない。

第八章 遭難防止

1. 部員は普段より技術の練磨、体力の向上、地理的考察、装備、食糧の研究等、探検部活動に対する諸々の洞察力の養成、社会と部活動とのモラルの確立等、探検部活動を通しての人格向上に努力し、以って遭難を防止しなければならない。
1. 探検委員会は定期的に遭難防止研究会を開催しなければならない。
1. 探検委員会は定期的に遭難救助訓練を開催しなければならない。

第九章 規約の改正

1. この規約は探検部総会の決議により改正される。